

令和5年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和5年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和5年第4回定例会記録				
招集年月日	令和5年12月11日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和5年12月11日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	令和5年12月11日 午後 3時05分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 拓 仁	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第 8 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第 9 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	3	報告第 10 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	4	報告第 11 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	5	議案第 50 号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
	6	議案第 51 号	おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	7	議案第 52 号	おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	
	8	議案第 53 号	おいらせ町下水道事業整備基金条例の制定について	
	9	議案第 54 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第 55 号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第 56 号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第 57 号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第 58 号	おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第 59 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第 60 号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	
	16	議案第 61 号	おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	
	17	議案第 62 号	おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	
	18	議案第 63 号	財産の無償譲渡について	
	19	議案第 64 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について	
	20	議案第 65 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
	21	議案第 66 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	22	議案第 67 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	23	議案第 68 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	

町長提出 議案の題目	24 議案第69号 令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	
	25 議案第70号 令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第3号)について	
議員提出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
開 議	午前10時01分	
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	11番 平野 敏彦 議員	
	12番 檜山 忠 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は4人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと次のよう</p>

<p>会議成立 開会宣言</p>	<p>松林議長</p>	<p>にベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。また、15番、吉村敏文議員、若干おくれしてくるとの連絡が入っております。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p>
<p>議事日程報告</p>	<p>松林議長</p>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>一般質問は、通告書により順に発言し、発言は簡明とし、「議題外にわたり範囲を超えてはならない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。</p>
<p>一般質問</p>	<p>松林議長</p>	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>抽選順に発言を許します。</p> <p>1席11番、平野敏彦議員の一般質問を許します。</p> <p>11番。</p>
<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>おはようございます。令和5年第4回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、11番、平野敏彦が通告に従いまして、1問1答方式により一般質問させていただきます。</p> <p>今、安倍派パーティー問題が表面化し、連日のようにマスコミで報道されております。岸田首相は、国民の信頼が揺らいでおり、深刻に受け止めると話しておりますが、裏金システムの解明と真実を国民に示して、政治不信の解消に努めてほしいと思います。</p> <p>師走に入り、今年も残すところ、あとわずかとなりました。新型コロナが収束したものの、ウクライナ戦争等による影響で、日本の経済は物価上昇が続いており、併せて猛暑により第一次産業の活力が低下し、雇用確保や今後の後継者対策など、大きな影響を残す結果となっております。</p> <p>町長には、おいらせ町民が安心・安全で住んでよかったと思える町政運営がされますようご期待申し上げまして、通告いたしました</p>

		<p>一般質問について、質問と提案をさせていただきます。町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点目であります。おいらせ町の漁業振興策についてであります。当町の漁業の形態は、小型漁船のホッキ貝漁業、鮭・鱒小型定置網漁業、カレイ・ヒラメの刺し網漁業、シラウオ刺し網漁業が主体となっております。</p> <p>年度別の水揚げの推移を見ても、年々減少傾向になっていることが示されております。特に小型定置網漁は、平成29年以降減少しており、対策は急務であります。町の現状認識についてお伺いいたします。</p> <p>町長。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>1席11番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>当町漁業の水揚げ高の7割以上を占め、主力となっていた鮭・鱒小型定置網による水揚げ量は、平成30年度をピークに年々減少し、令和4年度にはピーク時の3割以下となっており、令和5年度はさらに減少傾向が継続していく現状であります。</p> <p>これは、地球温暖化による海水温の上昇によるものと言われており、海水温の高い海域の河川に鮭が戻ってこないことが原因と認識をしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>今、答弁があったように、小型定置網にあっては、令和4年度で、29年の最盛期と比較して約30%、非常に、この質問の原稿見ても分かるように、年々減ってきているということです。30%と言いますと、果たして普通の商売だったら、成り立っていくのかなということで心配をしております。</p> <p>この資源確保対策としては、おいらせ町だけでは取り組める問題ではないなと思っております。そういう意味では、この北浜海域の三沢市・八戸・階上、そしてまた六ヶ所、沿岸の町村と連携をとりながら、県に働きかけをするなり、いろんな方法、手だてをすることは大事だと思うんですけども、この辺について、町長の考え方を確</p>

		認したいと思います。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	平野議員、これも(2)にも関連してきているんですけど、それでもよろしいですか。
質疑	11番 (平野敏彦君)	はい。
答弁	町長 (成田 隆君)	ということで、議長、先ほど再質問に関しましては、もう(2)の答弁でお答えしたいと思いますので、ご了承ください。
	松林議長	はい。
答弁	町長 (成田 隆君)	それでは、お答えします。 百石町漁協からは、鮭の遡上が昨年よりさらに悪いとの情報を聞いております。定置網漁の事業継続に対する支援についての相談はまだ受けてはおりません。 今後も鮭・鱒定置網漁を継続するには、鮭が以前のように戻ってくるような環境になることが一番だと思いますが、地球温暖化はすぐに解決できない世界的な自然環境の改善になりますので、今できる対策としては、奥入瀬川への鮭の稚魚放流事業を継続して、鮭の回帰率を高めることだと思っております。 そのためには、青森県が稚魚放流事業を委託している県内の鮭・鱒増殖漁協が運営するふ化養殖施設が存続する必要があることから、県委託事業継続をするための支援を、全県的な取り組みとして働きかける必要があるとは思っております。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。 (2)にも関わっていますので、全体的にみんな関連がありますから、そういう意味では、それでは(2)で質問させていただきます。

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>現在小型定置網漁は3カ統ありまして、9月から12月末まで操業しております。10月末の鮭の水揚げ額が1,293尾、3,383キログラムで、水揚げ金額は352万4,000円となっております。全く今町長が言ったように、危機的な状況になっております。</p> <p>今後の、来年以降の操業継続について、町と漁協で青森県に事業継続の支援を働きかける考え、今町長が言っていますけれども、漁協とまだ話がどういう、条件整っていないというようなことの答弁ですけれども、これからそういう考えがあるのか。漁協と話し合いをして対策、温暖化だけでなく、もっと違う方策、そういうものも取る考えがあるのか。この辺、お聞かせいただきたいと思います。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>平野議員の答弁と質問に少し行き違いがあるようです。実は先日、11月27日、県知事に重点要望ということで、上北郡の十和田市・三沢市を初め、郡の首長たち、横浜と七戸が関わらないのかな。そういう部分で要望してまいりました。</p> <p>その中で我が町の、ちょっと話がそれてごめんなさい。我が町の重点要望としては、ケアマネジャーが不足しているし、試験するにも大変難しいということを中心に要望しました。</p> <p>そして、この鮭・鱒に関しましては、先ほども言いました七戸・横浜を除く郡の首長たちの代表として、十和田市の市長から要望が出ました。その中におきまして、鮭はもう壊滅な状況だから、何とかしてほしいという要望をしましたら、知事は9月の定例会で、鮭の稚魚に対する部分で予算をつけている。その中におきまして、北海道から親魚、それからふ化と言うんですか。受精させた卵、そういうのも導入するつもりだというような話で、確認したところ、十和田の鮭・鱒の組合長はもう行って、もってきてたと。そして、それは自分たちだけでなく、県内全体で分配しました。数は平等ではないけれども、鮭の水揚げ高と言うんですか。そういう部分で、案分して分けましたということでありまして、知事の答弁はちゃんと実行されたなと思っていました。</p> <p>また知事は、その中におきまして、こういう話もしまして、継続的な鮭の不漁に関しましては、今、緊急的に、今年・去年・来年という短期的なものだけでなく、継続的な部分で2つの考えで対策しなければ</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ならないという部分で、それに関しては、今後のことに関しては、予算の張り付けと言うんですか。それから対策等も、今後も継続して考えているんだという答弁と言うんですか。お答えがあったんで、そういうことで十和田の市長も我々も安心してきたということで、今、平野議員が言った百石漁協とおいらせ町だけで県知事に言っても、同じような内容だと思うんで、とりあえず今はやらなくてもいいのではないのかなというのが私の考えです。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>11月27日の上北郡の町村会と知事との懇談については、私も新聞見えてまして、なるほどという感じを受けました。</p> <p>この前の新聞等見ても、核燃税が県で上積みをする。その用途については、地域の安定対策として、農林水産の振興などを含め、幅広く支援をするんだという知事の考えでありますので、今、町長から答弁があった、これからも継続的に県は応援してくよということの確認だったと私、思いますけれども、そういう意味では、鮭の回帰するのは、今年やっても4年先でないと、その効果が見られません。そういう意味では、少なくとも、これからも機会あるごとに、町長からは県に事業継続の働きかけをお願いしたいし、また町村会挙げて、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>それでは、3点目に入らせていただきます。</p> <p>9月定例会で、鮭ふ化施設支援対策給付金200万円、奥入瀬川鮭鱒増殖漁協に補助されることが決定しております。町長はこの漁協と町との長い関わりを大切に思い、鮭の捕獲数が激減している現状に心を痛め、支援されたことを高く評価するものです。</p> <p>鮭の捕獲尾数の減少対策として、百石町漁協では平成28年から、奥入瀬川鮭鱒増殖漁協に毎年500尾以上の親魚、親の鮭ですけれども、令和4年までに4,764尾提供しております。奥入瀬川鮭鱒増殖漁協への支援継続は、今後、町の定置網漁業にとって大変大きな問題であり、私は継続が大変重要であると思っております。さっきも町長が言っていますけれども、これは継続してやらなければ駄目だという考えですので、いま一度、答弁をお願いします。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。答弁書には、とりあえず出来上がっていますんで、一通り読んでから、また答弁してから、改めて答弁したいと思います。お答えします。</p> <p>今回の奥入瀬川鮭鱒増殖漁協への支援は、これまでの町活性化事業への長年にわたる協力と稚魚放流事業継続が、将来的に町漁業者への間接的支援につながることから、国の物価高騰対策事業を活用して、ふ化増殖施設の電気料金の高騰分を援助したものであります。</p> <p>ふ化増殖施設は、鮭の稚魚放流を通じて鮭の回帰率を高め、沿岸漁業者の振興にも寄与することから、本来であれば、県の取り組みとして支援すべきと思いますが、当町だけがこのような支援を行うことにしましたし、またこの支援は今回限りで、あとは県にお任せしたなという思いであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>私は、今まで町との関わりというのは、今、町長が言ったように、町の活性化のためにいろんな、鮭まつりのときに、長年にわたって協力体制ができてきたということへの感謝の気持ちと、基本的に、この200万円の助成金の基本というのは、電気料金高騰等による施設運営に助成したんだよということですけども、私はこの補助金だけで、おいらせが先にマスコミにぱっと出た。それによって、組合がある十和田市とか、そういう形でも、いろんな意味で、効果をもたらしたのではないかと、私は理解しているわけです。</p> <p>今の町長の答弁ですと、5年度限りですよ。あとは県に働きかけしていったらどうかというような考えですけども、私はこの鮭のふ化場が継続しないと、うちの定置網漁というのは、もう私は3カ統から1カ統になるか。継続できないと思いますよ。資金的な部分もありますし、定置網の運営についても、最低乗組員が10人ぐらいが必要なわけですよ、交代で行っているわけですから。そういうものの経費的な負担、そういうものができなくなりますので、やはり行政としても、鮭鱒増殖漁協だけの問題でなくて、町の定置、鮭鱒の漁業者の救済も併せて、町長にはいま一度検討してもらって、こ</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>の増殖組合への継続、金銭的なものは別としても、町が、行政が、おいらせ町が支援するんだよというものが十和田市・六戸、いろんな部分に波及を与えたいと思いますので、この辺、町長の考えお聞かせいただきたいと思います。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって、この鮭資源に関しましては、旧下田町も、ここに鮭のやな場があったということで、日本一の鮭まつりといううたい文句のもと、35回ぐらいですか。継続してきました。</p> <p>しかしながら、全く漁業者、あるいは漁業者というのは十和田・奥入瀬ですね、失礼しました。鮭鱒増殖ですか。漁協さんと百石漁協さんで、鮭が上がらないで、まつりに鮭を提供できませんということで、旧下田町から続いていた鮭まつりを中止せざるを得なくなった。中止と言うんですか、止めざるを得なくなったということで、また鮭がとれないということは、先ほど平野議員がおっしゃったように、百石漁協さんでも、全く経費にもならないという部分で、大変苦慮していることと思います。</p> <p>また先ほど言いました支援金に関しまして、十和田・六戸・おいらせに要請したんですけれども、十和田市さん、いくら増殖組合が、漁協があっても出してもらえない。六戸さんももちろん出さない。しからば我が町もといったとき、私はやはり先ほども言いました鮭まつりの部分、あるいは漁協の水揚げの部分で、どうしてもおいらせ町は、他の2市町とは立場も違うし、考え方も違っていいよな。だから出そうなということで、少ない200万円であったけれども、出したといういきさつがあります。</p> <p>そして今、平野議員がこれからも継続してという話でありますので、それは今後の推移を見ながら考えますけれども、とりあえず、先日県知事に要望して、県知事もそういう部分で対策を講じるという話をしてくれたんで、これは十和田・六戸、あるいはまたおいらせも含めて、そういう支援の体制ができれば一番いいんですけれども、そこまで予算の確保、あるいはいろんな部分で対策はどうなるかは別としまして、これからも機会あれば、六戸さん、十和田市さんとも、広域の関係で首長の集まりがありますので、そういう部分では話は</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>してみますし、また我が町でも財政とも、あるいは担当課とも相談しながら、平野議員の要望に応えられるかどうかは別として、検討はしなければと考えておりますので、よろしくご理解して下さるようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>町長が広域議会にも出席したときに、町の趣旨、そういうものを説明し、そしてまた県知事にも働きかけをするということですから、私はやっぱり金額的な多寡はあれ、やはりおいらせ町がこの分支援しているよというものを示していただければ、今言っている答弁の内容がさらに深みを増すし、広域でも、やはりおいらせ町、漁協抱えている分違うなという、十和田市とかそういうのにも影響与えると思いますので、これからの町長の働きかけに期待をして、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>第2点目に入らせていただきます。第2点目は無縁墓についてであります。公営墓地を運営する市町村の58%は、管理する親族らがいなくなった無縁墓を抱えていることが、総務省行政評価局の実態調査で公表されました。おいらせ町の墓地条例と霊園条例にある墓地と町内会にある墓地の実態と管理についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>おいらせ町墓地条例の墓地については、二川目・堀切川・横道の3カ所の墓地が対象となります。町の土地をそれぞれの共同墓地として無償で使用させるために協定を締結して、管理運営は地元町内会に委託しています。おいらせ町霊園条例の墓地については、町で整備した霊園を町が直接管理運営を行っています。それ以外の多くの墓地は、町内会や法人等で管理運営しています。</p> <p>なお、無縁墓については、当町の霊園においては管理料の滞納もなく、雑草が繁茂して荒廃しているような区画もない状況から、今のところないものと認識しています。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>今、答弁があったように、条例で定めているのは、二川目・堀切川・横道、これについては、もともと町内会が所有していて、町内会長が交代するたびに、財産の登記をしなければ駄目だと。代わることによって、登記のし直しをすることで、毎年回数、たしか10万円以上の負担を町内会がしてきたわけですよ。2年、3年、5年とかって代わるたびにやっていると、財政的にも町内会の負担が大変だということで、じゃあ、町に寄附してやったらどうだという話があったときに、ちょうど地縁団体等の話があって、これだと財産はそのまま町内会継続で持っていけるということで、地縁団体に、二川目の場合は申請をして、町に寄附したのがそういう形で、多分、堀切川・横道も同じ扱いだったと思います。</p> <p>ですから、もともと町の土地でなくて、町内会が持っていたのを町に寄附したというような経過がありますので、このところは、いま一度確認をしていただきたいなと思います。</p> <p>それと、あと無縁墓がないというのは、これは町の霊園だということで町長が答弁していますがけれども、私は町内会長から確認してみたいですけども、いろんな形で連絡がつかないのがありますよ。私は、町が管理している町営霊園だけでない。町内会で管理しているから、町は関わりがなくてもいいんだという考え方では、ちょっと私、理解するのができないんですよ。</p> <p>というのは、なぜかという、町が埋葬許可とか、そういうのを与えているわけですよ、申請があって。そういうときに、全然基本になっている部分を把握していなくもていいのかという思いがあるんですけども、全町内、地縁団体となっているのか。なっていないのか。なっていないのがどのぐらいあるのか。それから宗教法人、お寺で管理する墓地がどのぐらいの数で、お寺では無縁墓を抱えているのか、いないのか。おいらせ町の世帯数が一万八百いくらあるわけですが、この辺の把握というのはどうなっているんですか。ここを確認したいと思います。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>町民課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、町に寄附している経緯についてですが、確認したところ、確かに個人から、町内会長名義から町に、旧百石町の時代に、昭和54年当時、寄附されているということでございます。</p> <p>それによって、町としては、やはり町の町有財産、墓地として無償で貸与するに当たって、条例がないといけないということから、この条例をつくって、町の条例、この3カ所と、あとは唯円寺もあったんですが、この4カ所で当初対象として、無償で貸与するというのでつくって、協定書において委託できるという規定があったので、協定書により、管理は従前どおり、町内会で管理してくださいということで、土地を寄附を受けて無償で貸与するための経緯で、それはつくられたのではないかと考えております。</p> <p>あと、2つ目の質問で、地縁団体の部分でございますが、墓地経営の調査一覧表ということで、こちらも把握している分はございますが、ただ、土地の部分で、地縁団体かどうかということまでは把握しておりません。</p> <p>あと、お寺の方の無縁仏の関係ですが、それについては、永代供養塔設置しているお寺がございまして、3カ所ございました。その中で、無縁仏もあるということで聞いておりまして、その部分は把握しておりますが、その詳細についてまでは把握しておりません。</p> <p>これまで墓地行政については、国の法律が戦後間もない昭和23年ということで、今もう76年ほど経過しております。その間、都道府県知事が許可権者であったんですが、今はそういう権限移譲もされて、市町村が自治事務としてやっているというところでございます。そのまま町内会等で規約等をつくって、管理しているものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>ほとんど簡単に言えば、掌握はされていないという実態ではないかと思えます。今、マスコミ等に出て、私も確認して、課長の答弁というのは、それ以上の期待はできないなと思っておりますけれども、ただ、これまでずっとこの墓地というのは続いてきているわけです。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>けれども、町内会長の声を聞いたら、大変だというわけですよ、管理するの。町内会長として墓地管理、町からこの管理が依頼されている部分というのは、明確にこうこうこういうもので、こうお願いしますよということが示されていない、曖昧だということ。それから、町内会長は代わるわけですから、申し送りがほとんど、こういうもので、こういう課題がある。この人はもういないよ。そう掌握されたものの届け出、そういうのも何もない。ただ会長が代われれば、事務局、そういうものが変わるだけで、このままでいけば、もう收拾がつかなくなるよということです。ですから、この点も課長もう1回確認しておいてください。</p> <p>それから、埋葬届を出すんだけど、その墓地ごとのデータ管理というのはちゃんとされているのか。ただ来れば、町内会長が埋めてもいいよという、業者にやって、それで処理しているのか。この辺も町内会長とすれば、非常に大きな問題だし、悩みだということ。</p> <p>あと1つは、墓地があるけど、町内に在住しているかないかの確認が、できないのが結構ある。昔は、例えば町民課長が本家だと、分家の部分というのは、ある程度本家から聞けば把握できたんだけど、今、本家の墓地を継ぐ人もいない時代になってきていると。一族の取りまとめをする母体が崩れてきている関係で、非常に確認する部分ができない。管理費を徴収するんだけど、そのときの住所・氏名・連絡先、そういうものさえもちゃんとした台帳がないということで、私は町として、少なくとも町長名で埋葬許可とか、そういうものを出している関係もあるし、これからいろんな形で管理運営するために、町内会長そういうものの任務というのは、非常負担が大きくなってきて、これだともう町内会長やりたくないという人がいっぱい出てくると思いますよ。</p> <p>そういうことからいったら、今のままでいいのか。私が今言った問題点を整理して対応する考えがあるのか。もう1回伺います。</p>
	<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>1点目は、町内会長が大変であると。町内会が大変であるということで、その基準となるようなものが曖昧であるというようなお話で、申し送り等も代が変わると大変だという状況については、これ</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>まで当課の町民課にはそういったご相談はなかったと聞いておるんですが、それぞれ運営管理している町内会でいろいろやっていて、ただ、今、平野議員のお話聞く限り、やはりいろいろ困っているんだなということ認識しております。</p> <p>新聞に載った、総務省行政評価局で調査した公営墓地における無縁墳墓の調査、その中でもやはり公営墓地でなくて、町内会とかの集落の墓地についても、そういう状況にあって、高齢化も進んでいて、墓じまいとかそういう少子高齢化の影響もあって、あとは祭祀に関する社会的な状況も変化しておるということで、いろいろ大変で、それが今度自治体に、もしかしたらお願いということがあるのかなということも書いております。そういったことは十分認識しておりますので、今後ご相談いただいた部分で対応していきたいと考えておりました。</p> <p>あと2点目についてですが、埋葬・火葬許可、もちろん町民課で出しております。ただ、墓地ごとにどうだということは、集計はしておりません。</p> <p>あと3点目が、墓地の所有者、使用者が町内に住んでいるかどうかの把握が難しいというところでいきますと、この今の総務省の報告書を見ると、自治体としては戸籍謄本をとったりとか、そういった形で縁故者を探すということをまずするというございまして、今時点でも無縁墓対策として、今時点で親族以外の方、代理人とかも含めて、兄弟等も含めて、連絡先等を把握しておいて、いざ管理が行き届かなかつたり、管理料が未納になった場合には、そういう方に連絡して対応しているというようなことも、この報告書には書かれておまして、今後、霊園においても、町内の墓地においても、そういった対策が必要なのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>実態把握、そういうものについては時間がかかるわけですから、これ以上のこと言っても前に進みませんので、次に(2)番のところ、墓地条例と霊園条例にある利用権の消滅・取り消しについては、該当する墓地の把握について、これは多分全部入るんじゃないかと思うんですけども、ここを確認します。</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町内会等が管理運営している墓地については、把握しておりませんが、町で管理運営している霊園においては、利用権の消滅及び取り消しに該当するものではありません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>町内会については、管理をさせているんだということで、把握していないということですが、これは町が許可を与えるわけですから、やはり母体となるところの原本、そういうものはちゃんと整備させるように、するように町が指導すべきと私は思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから3番目に入りますけれども、町内にある墓地は、おいらせ町の墓地条例に準じた墓地となるのか。今、町内会のは別だよと、町長が話ししていますけれども、ここのところを確認します。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>町内にある二川目、堀切川、横道の墓地以外の町内会等で管理運営する墓地は、墓地条例に準じた墓地ではないものと思っております。なお、3カ所の墓地を含めた町内会管理運営の墓地は、国で昭和23年5月31日に定めた「墓地、埋葬等に関する法律」の規定が適応となります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>今、町長が言っているのも、町内会のもは、町の墓地条例に準じた墓地でないという答弁ですけども、じゃあ、そういうのであれば、埋葬許可とかそういうのは、どこに根拠があつて出すんですか。全く認めていない。町がそういうものを、どこでも埋葬はできるとい</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>うことですか、自分の屋敷でもどこでも。そういう捉え方ではないですか。私は町外、例えば、私が車で走ったり何かしていると、秋田とか岩手では、自分の自宅に墓地を持っているうちがあるんですよ。そうすると、今、町長が言っているのは、これに該当するのかなという思いがあるんですが、このところ確認したいと思います。</p> <p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて、埋葬・火葬許可も出しておりますので、条例ではなくて、国の法律に基づいて、その施行規則もありますが、そちらに基づいて、そういった証明は出しております。</p> <p>あと今言った個人の墓地とかというのは、確かに全国的には個人での墓地もあるみたいですが、それはやはり今その法律でいくと、原則は地方公共団体が永続性の観点からも、墓地を経営すべきだということで、この墓地埋葬法にはありまして、そういった指針みたいなのも平成12年に出ているところがございます。ただ、町内会にある墓地というのは、この法律ができた以前からも集落で管理して、明治とかからですね。戦後この法律ができたときには、その法律が制定された以降、許可したということで、みなし墓地として扱われているということがございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>確かに、この法律前の墓地については、もういろんな基準を設けたけれども、その基準に該当するんだけど、それは墓地として認めますよというのが、ちゃんと書いてあるわけですね。ですから、学校の近くでも墓地として、これ新しい部分はできないんだけど、あるものについては許可しますよということになっていますけれど、ただ、国の基準に基づくもので、町がそういう運営をしているのであれば、基本となるものをちゃんと整備すべきだと私は思いますよ。実態を把握しないで許可を出すというのも、私は行政としてちょっとそれでいいのかなという思いありますので、この辺は、</p>

		<p>これからいろんな意味で町内会との連携も大事ですし、その辺整備をすべきだと思いますのでお願いします。</p> <p>それから、4番目に入ります。</p> <p>無縁墓の発生を抑えるため、連絡先の把握は有効なため、総務省は自治体への周知を促したとあります。町では、どういう形で住民に周知したのかお伺いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>新聞報道にはそのような記述があり、確認したところ、総務省行政評価局が実態調査の結果を踏まえ、所管する厚生労働省に対し、有効な対策等を自治体へ周知するように促したということでありました。まだ、国からの通知等は届いていませんので、今のところ住民への周知については考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>国から来ていないということですから、これについては、国からの通知が入った時点で、町が対応するという理解をしておきます。</p> <p>それでは、5点目に入らせていただきます。</p> <p>今後の無縁墓の発生を抑えるため、町の墓地条例と霊園条例をもとに、墓地のある町内会と町が対応策について、一定の協議する方法を検討する考えがないか、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町内会等で管理運営されている墓地は、やはりそれぞれの町内会等で無縁墓の発生を抑える対応をしていくべきものと考えております。なお、無縁墓に関する相談があれば、担当課において、法令等を確認し必要な指導助言を行います。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>町長、町内会で無縁墓の発生を抑えるという方法ということの答弁ですけれども、私は、町内会では1年に春、お盆、清掃しているわけですよ、墓地の。本来は所有者が清掃するように呼びかけしているんですけれども、手つかずの状態があるところについては、やはりその町内会の一斉清掃のときに、全部手入れしているわけですね。それが年々増えているわけですよ。</p> <p>ですから、さっきも言ったように、町内会の業務というのは、予想以上に増えているし、町内会長というのは大変だというのは、その辺からしても、町長に理解をしていただきたいと思いますよ。やはりこのままでいけば、町内会の墓地も、役員交代等があって、町内会の会員が減少したり、出席者が少なくなってくれば、管理も容易でなくなりますよ。早めに手だてをして、町内会、そういうものにも、こういう形で事務処理をしてください。こういう形で管理方法がありますよ。連絡方法、そういうものについては町がこういう形で支援しますよ。そういうものをちゃんと示していくべきだと私は思いますけども、町長どう思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>知識不足と言うんですか。情報不足と言うんですか。自分の住んでいる町内の墓地のことしかよく分かっていないんで、みんなこんなものかなということのを少し紹介したいと思いますけども、我が町では、昔からあった共同墓地が、寺が新築されたということで、8割方新しい寺へ墓地を移転しました。そして、今宗教的關係、あるいはいろんな部分で移らない人たちもいます。その残された墓地をどうしているかと言いますと、町内会長が15班ある班の中で、2つぐらいの班を割り振りして、そこは手間かかりそうだからと見回って、何班と何班は墓の手入れしてくれということとなりまして、今住んでない空き墓地、あるいは残っている売れ残りの墓地、そういう部分を含めて、町内会長の一言で、皆が割り当てになった班が出て、草取り、草刈り、いろんな部分できれいにして、1年間誰もそれに対</p>

質疑	松林議長	<p>して大変だな、苦情があるな、ここは誰のだったっけと思ひ出話をするんですけども、そういう部分で、空き地を不満、不平に思っている人は私いないから、町内全域そういう感じで運営されているものだと思っていて、今日、平野議員の提案に対して、少し認識が甘かったのかなという気がしておりますけども、できれば、昔からのいい意味の伝統で、地域コミュニティと言うんですか、共同作業と言うんですか。そういう部分で、おいらせ町が全部そうになっていってもらえれば大変ありがたいんですけども、中には課題を抱えている町内会もあるんだなという、改めて認識しましたので、これからどうすればいいか。また先ほどと同じになりますけど、担当課と相談しながら、あるいはまた町内会長さん方の会議に諮るべき問題なのかも含めて検討していきます。</p> <p>以上です。</p>
	11番 (平野敏彦君)	<p>11番。</p> <p>町長のところは移転したということで、新たなスタートを切ったわけですね。そういうところというのは、ある程度基礎的な部分は把握されて、二川目町内会の家を通れば、農道を通すに一部移転はあって、そのときに墓地の区画ごとに名前を全部入れて表示したんですけども、そういう機会がないと、ほとんど整理されないと私は思いますよ。そういう機会があって、見直しをするというような、あつたところの町内会については、ある程度把握は可能だと思いますけども、その他については、やはり担当課確認をして、これから検討していただきたいと思います。以上です。</p> <p>それから、次3点目に入らせていただきます。3点目は、町地域おこし協力隊の実態についてであります。</p> <p>1番の地域おこし協力隊は、その町に住み、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る制度となっております。当町のこれまでの年度別の採用者と任用期間についてお伺いいたします。</p>
	松林議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>地域おこし協力隊の年度別の採用者と任用期間についてですが、平成30年度に1名採用し、任用期間は3年でした。また、令和3年度に3名を採用し、1名は現在2年5カ月目となっておりますが、残り2名のうち、1名は1年間、もう1名は2年間で退任しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	<p>11番。</p> <p>県の自治体などで構成するあおもり移住・交流推進協議会によると、22年度の県内の移住者は、過去2番目に多い67組で115人、おいらせ町へは2組2人とあります。この2人の居住地というのは、どこに居住したのか。</p> <p>それから、おいらせ町に隊員が今聞いてみますと、これまで延べ4名ということだと思えるんですけども、4名のうちの、あと移住できないというのは、どういう理由だったのか確認したいと思います。</p>
答弁	松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の22年度においらせ町に2組2名というところの数値については、私どもで把握をしていない数字で、大変申し訳ございませんが、どこの地域というのも今のところは把握できておりません。</p> <p>それから、隊員4名のうち2人が、任期を3年というのを全うせずに退任して、どういう理由かということでございますけれども、それぞれ事情があって、任期の途中と言いますかで退任をしているところでございますけれども、1人の方はご結婚されたということです。もう1人の方は、地域おこし協力隊を退任して、自分で違う職業に就くという理由で辞めたとして把握しております。</p> <p>以上です。</p> <p>松林議長</p> <p>11番。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>課長が、確認がとれていないということですが、新聞の23年6月15日「デーリー東北」で、青森県の移住115人、22年度過去2番目の多さということで計上されて、おいらせ町2組2人、東通で1組1人、そういう形で記事があるわけですよ。私はこれに基づいて質問しているわけですから、確認とれないというのは、私は認識不足ではないかなと思いますよ。今見ていないのに、答弁というのもしないと思いますので、それでは2番目に入らせていただきます。</p> <p>この協力隊員の使命感、実績報告についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>採用時においては、本人たちの意気込みや使命感について、面接して聞き取りをしております。採用後も毎月のミーティングなどにより確認をしておりますが、いずれの隊員も与えられたミッションに対して、真摯に取り組んでいると思っております。</p> <p>次に、活動の実績であります。政策推進課に配属の隊員は、移住に関する情報発信、イベント等の企画運営、首都圏での移住相談やオンラインでの移住相談などを行っており、また商工観光課に配属の隊員は、観光物産情報の発信や物産展におけるPR活動、町観光物産協会の運営事務、ふるさと納税の返礼品の掘り起こしなどを行っております。</p> <p>なお、令和2年度から今年度に至るまでの新型コロナウイルス感染症の影響により、外出・移動の制限、3密の回避、イベントの中止などで、町が隊員に期待するミッションの遂行や隊員が思い描いていた活動ができなかったものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>今の町長の答弁から、私が1番で質問した協力隊の、その町に住んで地場産品の開発・販売・PR、地域おこし支援、こういう部分というのは、今の町長の答弁ですと、私、伝わってこないなと思います。</p>

		<p>よ。事務の補助員的な扱いで、隊員を任務されるというの、私はこ もう基本的に間違っているのではないかと思いますよ。ちゃんとそ れなりに目的・実績を示して採用していると私は思っていますけれ ども、じゃあ、実際に、その実績報告、日報・週報・月報、こうい うのがいつどういう形で出されて、誰が評価をしておりますか。こ こ確認します。</p> <p>松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>松林議長</p>
答弁		<p>よ。事務の補助員的な扱いで、隊員を任務されるというの、私はこ もう基本的に間違っているのではないかと思いますよ。ちゃんとそ れなりに目的・実績を示して採用していると私は思っていますけれ ども、じゃあ、実際に、その実績報告、日報・週報・月報、こうい うのがいつどういう形で出されて、誰が評価をしておりますか。こ こ確認します。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。 まず地域おこし協力隊の採用につきましては、先ほど町長が答弁 しましたとおり、政策推進課に配属の隊員のミッションと申しま すけれども、移住に関するコーディネーターという役割でもって、こ のような形で、移住の情報発信でありますとか、あとは移住者の相 談を受け付けるとか、そのような業務がそもそもの活動内容、ミッ ションでございます。 また商工観光課の配属の隊員につきましては、同様に観光物産情 報の配信とかPR活動、それから観光物産協会の運営事務、それか らふるさと納税の返礼品の掘り起こしなど、このような業務をミッ ションとして採用しているものでございまして、特に町の事務補助 員的な扱いというようなご指摘ございましたけども……。</p>
質疑		<p>いや答弁、週報・月報、そういうものがあるんだったら、そこを説 明してくださいよ。</p>
答弁		<p>まずは補助員的な扱いとしてはしておりませんので、その部分に ついては申し上げたいと思っております。 あとは、日報・月報につきましては、毎月ミーティングを行って おりまして、その際に月の活動状況については、報告をしていただ いているところでございます。 以上です。 11番。</p>

質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>聞いている質問の趣旨が、ちゃんと聞いているのかなど、私、疑問を感じますよ。聞いているのは、別に今の経過とかそういうの、町長の遠部の補足ではないんですよ。ちゃんと月報を誰が確認して、誰が評価しているというか、それ聞いているわけですよ。それ全然答えていないではないですか。</p> <p>次、3点目と併せて答弁させていただきますよ。</p> <p>協力隊員の町民の評価、それから今後の課題、これについてお伺いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほども答弁したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触が伴うような事業の実施が難しく、町民と接する機会が限られたことから評価は得られておりません。</p> <p>ただ、隊員の活動上で、事業者や団体、移住者等と接する機会があり、その方々からは親しみを持って接していただいていると思っております。</p> <p>次に、今後の課題についてであります。まずは隊員を募集する前に、町の課題の整理とその課題解決のためにどのような人材が必要なのか明確にすること、着任後には隊員とミッションを十分に共有することや活動をしっかりとサポートしていくこと、退任後の就職や起業、定住してもらうための支援などが必要だと考えております。</p> <p>また当町は地域要件において、都市地域に区分されているため、隊員の転出地が三大都市圏と政令指定都市のみに限定されることから、隊員の確保が難しいことも課題の1つであるものと思っております。</p> <p>今答弁した最後の部分で、当町は地域要件にて都市地域に区分されているためということで、他町村って言うんですか。少し都市と離れた、大変失礼な言い方になりますけども、農村部あるいは田舎と称されるほうの方々とちょっと違う部分があつて、事業展開する、あるいは移住して農業をやるという対象地には適さない部分もあるのかなということ、隊員も限られた人たちが応募し、あるいは採用せざるを得ない部分もあるということもご理解ください。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>地理的な要件、そういうのも、当町が地域おこし協力隊の要件に、なかなか他の地域と違う部分があるということですが、私は先般、議会の県外調査活動で、洲本市の協力隊の実態について研修してまいりました、産業民生常任委員会。感じたのは、洲本市で採用された協力隊25名中65%が定住して、事業の継続をしていること。協力隊の位置づけ、業務形態、これが明確に示され、自分たちの産業民生常任委員会の視察研修のときに、協力隊が説明してくれたわけですよ、採用された協力隊員が。私はそれ見たときに、この隊員の活力、受け入れしている市の体制、そういうもの、やはりこうなのかという、これが本来の姿だなというのを感じたんですよ。</p> <p>私だけではなくて、産業民生常任委員会の委員、全ての委員がなるほど感じたと思います。ですから、私は議会でも、町で採用されている隊員との交流、それから農林水産業や商工団体等、仕組みづくり、町のそういうものに関係する団体と交流することは大変大切だ、大事だというように感じて、今までの隊員には、私から言わせると、非常に申し訳ないな。残念だな。実績を上げることができなくて去っていつているんだということを考えれば、町長この部分を基本に、今後の採用については対応していただくようお願いしたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>お願いですから、結構です。</p> <p>これで、11番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。11時20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時04分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>

		(再開 午前11時20分)
質疑	松林議長 2番 (大浦陽子君)	引き続き、一般質問を行います。 2席2番、大浦陽子議員の一般質問を許します。 2番。 2席2番、大浦陽子です。 今年も残すところ、わずかとなりました。今年はいくつかの初体験をさせていただき、先月は兵庫県洲本市へ、視察に行かせていただきました。行政の抱える課題を、地域おこし協力隊のPR活動や取り組みを学ぶことができ、限られた視察の中でも、私なりの成果が得られたと感じております。先ほどの平野議員と重複する質問もごさいますが、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議長のお許しを得て、通告書に従い、1問1答方式で質問いたします。 1、地域おこし協力隊について、当町は、地域おこし協力隊は何年から受け入れを開始されたのか。また、今年度までに何人の方が地域おこし協力隊として来町されたのかお伺いします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 平野議員と重複する答弁になりますけれども、お答えします。 まずは、さきの平野議員の一般質問で答弁したとおり、隊員は平成30年度から受け入れを行い、これまで4名が着任しております。 以上です。
質疑	松林議長 2番 (大浦陽子君)	2番。 ありがとうございます。次へ進みます。 (2) 地域おこし協力隊は、今まで主な配属先でどのような活動をされ、実績または成果はあったのかお伺いします。
質疑	松林議長 町長	町長。 お答えします。

質疑	(成田 隆君)	<p>まず、政策推進課に配属の隊員は、移住に関する情報の発信、移住に関するイベント等の企画運営、首都圏での移住相談やオンラインでの移住相談などを行っております。相談を受けた方のうち、数件が移住に結びついております。</p> <p>また、商工観光課に配属の隊員は、観光物産情報の発信や物産展におけるPR活動、町観光物産協会の運営事務、ふるさと納税の返礼品の掘り起こしなどを行っております。ふるさと納税の返礼品につきましては、取扱事業者や品目を増やすことができております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	2番。
	2番 (大浦陽子君)	<p>隊員の活動は、一定の成果が出ているのであれば、その活動は次の隊員へ継続されるのか。また、先ほど平野議員の答弁で、隊員の確保が難しいとのことでしたが、成果の出ている活動は、今後どうされるのかお伺いします。</p>
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>お答えいたします。</p> <p>成果が出ている活動については、引き継がれるのかということのご質問でございますけれども、これにつきましては、しっかりと退任の際に引き継ぎ書のようなものもつくっていただいて、次の隊員が採用になれば、その隊員に引き継ぐという形で伝えているところでございます。</p> <p>また、採用に当たって、条件が厳しいということのご質問でございますけれども、これにつきましても、町の体制という部分も含めまして、なかなか、このおこし隊に、例えばミッションを与えるとか、支援をするということは、手間暇のかかる仕事でもございますので、なかなか思うような成果が上げられないというところもあるかと思っておりますけれども、成功している事例などを参考にしながら、もう少し対応できるように、今後努めていきたいなとは思っております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	松林議長 2番 (大浦陽子君)	2番。 ありがとうございます。次へ進みます。 (3) 地域おこし協力隊は、卒隊後当町に定住された方はいらっしゃるのかお伺いします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 町ではこれまで3名の隊員が退任しておりますが、そのうちの1人が定住しております。 以上です。
質疑	松林議長 2番 (大浦陽子君)	2番。 地域おこし協力隊の卒隊後に、当町での起業や定住につながるよう、私たちの町民の理解や行政の支援・施策も再検討が必要であると考えます。 以上、地域おこし協力隊についての質問は、これで終わります。 次の質問へ進みます。 2、百石漁港の現状について、(1) 9月補正予算で漁業用燃油高騰対策給付金152万円が新設され、操業されている漁船34艘が対象となったと聞きました。現在、百石漁港に停泊している漁船、(操業されていない漁船も含めて) 何艘あるのか。また近隣の漁港を利用されている漁船は何艘かお伺いいたします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君) 松林議長	町長。 お答えします。 令和5年12月1日現在、百石漁港に停泊している漁船は、操業されていない漁船も含めて31艘です。近隣の三沢漁港を利用している漁船は11艘で、漁船登録数は全部で42艘となっております。 以上です。 2番。

<p>質疑</p>	<p>2番 (大浦陽子君)</p>	<p>私の調べでは、2020年総隻数41艘となっておりますので、現在の段階で1艘増えているようですが、単純に漁業者が増えたという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、三沢漁港を利用している漁船11艘は、どのような理由で百石漁港を利用されていないのか。分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>大浦議員の41艘の1艘増えているという部分については、我々の調べでは、実は令和4年の段階では、漁船の登録数、百石町漁協の登録数は43艘になっています、これは総会の資料にも載っていますけど。たまたま1艘が減って42艘ということで、今回報告していますので、その1艘増えた要因というのは、今のところお答えできませんので、その辺は後でまた確認させていただきたいと思えます。</p> <p>それで、三沢漁港を利用している漁船の理由になりますけども、三沢には、先ほども出ていましたが、小型の定置網の大型の漁船が2艘停泊しております。それと合わせて、定置網漁の船外機の船もお世話になっているという状況になりますので、それと関係する小型の6艘も三沢の漁港を利用して、定置以外のときには、ホッキ漁とか、その他の漁業を営んでおりますので、その関係で、三沢に11艘が停泊しているという状況であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 農林水産課長 (西館道幸君) 松林議長</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>理由は、大型の漁船が2艘あるということで、百石漁港にはとめられないので、三沢を利用しているということです。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p>

質疑	2 番 (大浦陽子君)	先日、百石漁港の平面図や航空写真をもとに、現地視察をしましたが、北防波堤と南防波堤の延伸工事で入出航時、船舶の航行、出入り口が狭まっているように見受けましたが、現在の状況で、入出航時に防波堤への接触など、問題は起きていないのかお伺いします。
答弁	松林議長 農林水産課長 (西舘道幸君)	農林水産課長。 現在のところ、今言った漁港内の出入りのところが狭くなっているということは、漁業者の間からは聞いておりますが、事故等については、今のところ起こっていません。ただ、波が実は荒れたときとかは、南の防波堤のところから波が越境してきて危険だということで、何とか改善してほしいという要望は挙がっております。 以上です。
質疑	松林議長 2 番 (大浦陽子君)	2 番。 ありがとうございます。 では、次の質問へ進みます。 (2) 百石漁港は砂の堆積があり、ここ数年は浚渫で漁港を維持されていると伺いました。この先も、浚渫だけで漁港を維持されるのか。また漂砂を防止するための漁港整備事業は、今後どのような整備が進むのかお伺いします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 百石漁港整備事業は、平成 12 年度から 22 年度までの 11 か年を 1 期工事として、その後漁港施設強化事業の採択を受けて、平成 27 年から令和元年度までの 5 か年を 2 期工事として、北防砂堤と南防波堤の延伸工事を実施し、令和 2 年度に工事が完了しました。 工事完了後の令和 3 年度には、青森県において事業の検証を行い、その結果、港内への漂砂は減少しているものの、計画どおりの成果が得られていないことから、令和 4 年度から 5 年度に県単独事業で詳細測量調査と今後の漁港整備の方向性を検討しているところであります。

		<p>以上のことから、工事完了後は機能保全のための浚渫工事を毎年実施しているものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>2 番。</p>
質疑	<p>2 番 (大浦陽子君)</p>	<p>港内の漂砂は減少しているが、計画どおりの成果が得られていないのはなぜか。今後の方向性を検討する期間は、どの程度要するのか。また機能保全のための浚渫も、継続して実施されるほかに、新たな整備計画はないのかお伺いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>漂砂が収まらないという、収まらないというか、減少はしているというには報告を受けております。その影響ですけれども、やはり波の強さが年々強くなってきているという状況があるということと、当初計画をした時点と実は現在の計画している設計に使う数値が変更になって、その関係で、やはりシミュレーションが若干変わってきているということで、漂砂が計画どおりにはいかないけれども、大分減少していると聞いております。</p> <p>それで、漂砂ですけれども、機能保全の工事につきましては、工事をしながらでもやはり進めないと、漁船の出入りができませんので、これは継続されていくものになります。三沢漁港でも工事進んでいますけれども、やりながら、浚渫工事は毎年行っているというのが現実的なところであります。</p> <p>それで、今後の漁港の進め方ですが、先ほども述べましたように、県で今現地の調査を4年・5年にやっておりますので、今年度の3月ごろに、シミュレーションの結果をもとに、どういう漁港にすれば一番効果的な漁港になるのかということのシミュレーションを行った上で、町と漁協に提示される予定になっておりますので、それを見ながら、事業費等を見ながら、6年度以降に新規の事業をやるかどうかの判断をしていくことになるかと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>2 番。</p>
	松林議長	

質疑	2 番 (大浦陽子君)	ありがとうございます。 それでは、3 番目の質問に移ります。 (3) 漁港整備に当町での事業支出はあるのかお伺いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 漁港整備は、国庫補助事業の採択を受けて、青森県が事業主体で実施していますので、事業費のうち国が50%、県が40%、町が10%を負担しております。 これまでの事業費ですが、1 期目の総事業費が43億5,000万円で、うち町の負担が4億3,500万円でありました。2 期目の総事業費が19億3,200万円で、うち町の負担が1億9,320万円であります。 以上です。
	松林議長	2 番。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	1 期・2 期工事で約6億2,800万円の当町の負担は分かりました。 では、浚渫だけの年間の支出額はいくらになりますか。
	松林議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (西舘道幸君)	年間というのは、今年度ということで。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	毎年どのぐらい……。
答弁	農林水産課長 (西舘道幸君)	同じ額ではないんですが。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	はい、大丈夫です。じゃあ、今年度ので。

答弁	農林水産課長 (西舘道幸君)	今年度は大体5,000万円から6,000万円ということで、今年度はたしか6,000万円の事業で、町の負担が600万円と認識しています。 以上です。
質疑	松林議長	2番。
	2番 (大浦陽子君)	浚渫する量でもあると思うんですけど、大体およそ毎年当町の支出は600万円ほどという認識でよろしいですかね。600万円前後でという、負担額でよろしいですか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (西舘道幸君)	事業規模にもよりますけれども、機能保全に使った実績ですが、27年度で全体事業費で2,000万円、28年度で5,000万円、29年度も5,000万円、30年度はちょっと多くなりまして8,600万円ほどと毎年変わっておりまして、元年度は6,300万円というような形に、大体5,000万円から6,000万円の事業規模の浚渫が必要という状況と理解しております。 以上です。
質疑	松林議長	2番。
	2番 (大浦陽子君)	百石漁港は奥入瀬川河口に位置する全国的にも数少ない特殊な漁港で、当町は16年で約6億円の負担で、あれだけの漁港ができ、運用できているのであれば、町の財産としては、必要不可欠な投資であったと私は考えます。 現在、当町としての漁港の位置づけを町長はどのようにお考えなのかお伺いします。
答弁	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	漁港ということで、本当は完成した暁には、ほとんど、維持管理といっても、そんなに経費がかからないものと思って、当初は設計されたものと思っておりますし、また45億円ですか。失礼、総事業費

		<p>6 3 億円近い事業費を使って、今、町でも 1 割ということで 6 億円負担です。</p> <p>これから、いつごろまで、あるいは工事費がかさむのか。また浚渫が続くのかを含めて検討していかなければならないし、ずっとこれこのままいくのか。また将来的には、町に移管とかという話もあるようですから、そうなりますと、その総額全てが町の負担になるということも含めると、町の宝になるのか。お荷物になるのか。またその中間になるのか。これから様子を見ながら検討して、あるいは考えていかなければならないし、また漁業者にとっても、有効活用するように努力していかなければならないものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>2 番 (大浦陽子君)</p>	<p>2 番。</p> <p>完成して、運用できていけば問題ないのかもしれないんですが、農林水産業も日々変動している状況で、例えば魚が来なくなりました。では、魚が住みよくするための魚礁整備など、これからは人も魚も育てる漁業とかも必要ではないかと考えます。町長として、県や国への働きかけ、また漁業者、そこに関わる関係者との直接の意見交換会は行ったことがあるでしょうか。お聞きします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって、養殖漁業と言うんですか。砂地ということで、なかなか限られた魚種しか養殖できないような部分あります。また波も高いとか、遠浅とか、そういう部分もあろうかと思えます。</p> <p>私も、前の知事のときに、魚がこのように不漁であって、もう漁業者も大変だから、洋上風力発電でも設置して、漁業者の支援に回すような、その収益を漁業者に回すような方法を考えられないのかなという提案しましたところ、前の知事は、あそこは波も高いし、そういう部分では、風力発電には向いていないんだよなという話をしたのを覚えていますし、またこれから、しからばどうすればいいかということ、何か陸上での養殖とかというものもあるかもしれませんけども、今のまま、あの海を使った養殖事業は、ちょっと見当たらない</p>

<p>質疑</p>	<p>2 番 (大浦陽子君) 松林議長</p>	<p>いような気がしておりますし、またこれから新しい技術も発達して、そういう部分で、砂浜で養殖できる魚種、あるいは漁具ができれば、そういうことも考えられると思います。</p> <p>それから漁業者との懇談会、あるいは交流会には、私は直接は行っていませんけど、副町長が毎年のように参加して交流を深めているはずですから、もし詳しく聞きたければ、副町長に説明させますけども、どうしますか。</p> <p>お願いします。</p> <p>副町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>私からは、毎年若手の漁業者、または漁協の幹部の方々、役員の方々と懇談会をもって、意見交換をさせていただいております。その中で、私から逆提案しているのが、先ほど町長も言いましたように、養殖的なものできないのかということで、若手の漁業者に話をしますと、若手の漁業者は、やっぱりその辺は希望を持っているし、検討したいということで、そのための研修とかそういうものを積極的に行っていききたいなという意見もございました。</p> <p>その中で、役員の皆さんから出されたのは、新たな魚礁の確保ということで、先ほど出ていましたように、温暖化でもって、南の魚・魚介類がこちらにひしひしと来ていると。岩手まで、もうイセエビが揚がるような状況だということなんで、それらに対応した魚礁の整備的なものも、これからしていかなければいけないのかなという話は出ておりました。</p> <p>それらを総合的に、漁協とすればどのような方向性に持っていけばいいのかというのを、町と漁協とでもって、さらに検討していきましょうということで、毎年話をしているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 2 番 (大浦陽子君)</p>	<p>2 番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、現在漁港区域は、この間ちょっと視察しに行ったときもそうですが、奥入瀬川の区域が半数を占めています。温暖化の影響</p>

質疑		<p>や自然環境の変化、河川からの土砂の流入など、今後も課題がなくなることはないと思われます。</p> <p>現在、当町が年間1億円以上の自主財源で給食費無料化が、国の政策で給食費無償化になるのであれば、町長・行政・漁協の働きかけで、百石漁港の整備推進を県、さらには国へ陳情することで、町・経済産業の振興が図られると考えます。私は多くの方々の尽力で実現した百石漁港の財産を守り、さらなる商工漁業の発展と尽力を町長へお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
	松林議長	<p>これで、2番、大浦陽子議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで昼食のため、1時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時47分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時20分)</p>
	松林議長	<p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>3席14番、西館芳信議員の一般質問を許します。</p> <p>14番。</p>
	14番 (西館芳信君)	<p>3席14番、西館芳信です。本日の私の一般質問、1点だけです。</p> <p>「空家対策等の推進に関する特別措置法」への対処法ということで、町がどうこれから対処していくのかなということで質問いたします。</p> <p>まず、日本中の空き家等という分類では850万に近い。それから2030年ごろまでには、使用目的のない空き家が470万ぐらいになるのではないかなということで、何にしましても、いろいろな意味での社会の弊害が言われておるところであります。国は空き家対策の措置法を平成27年2月に施行しましたが、本年6月にこれを一部改正して、またあさってですかね。12月13日からこれが施行されるということでございます。</p> <p>そこで町としては、この改正の法律を受け、また第1回目の平成27年2月からさかのぼってという2点からですが、この空き家対策、どう推進してきましたかということで、その進捗状況と、自主的に、法律にはこう書いてあるけれど、自主的にこういうこと</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>をやってきたんだよということがあれば、その2点についてお答えをお願いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>3席14番、西館芳信議員のご質問にお答えします。</p> <p>平成27年度に空き家の実態調査並びにシステムの構築、平成28年度は町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱の制定、平成30年度は町空き家等対策計画の策定、令和5年度は空き家管理システムの基本情報更新、そのほか固定資産税の納税通知と一緒に空き家バンクのお知らせを同封し、危険な空き家などの所有者に対して、適正な管理の指導をしております。また令和6年度以降、現地調査等を実施し、空き家の所有者に対して適正管理の通知をする予定としております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>進捗状況と自主的なものということで、今のは、両方答えたことになるのかな。それとも1つだけ進捗状況ということだけでいいのかなということ、もし自主的なものということで、私はちょっと足りないと思うんだけど、それを後でつけ加えてほしいと思います。</p> <p>まず進捗状況ということで伺いました。システムの構築だとか、それから空き家バンクの創設もしましたよと。それから何よりも、空き家対策計画策定しましたということ、もろもろございました。ここで私は一旦終わりたいと思います。自主的なものということで、もう1回加えてもらえればと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>法律の方では、できる規定ということがほとんどの規定になっておりまして、自主的になるか、法律に基づいてになるかはあれなんですけれども、空き家の実態調査、それからシステム構築に関して</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>は自主的であると思っていますし、あと空き家バンクの設置要綱についても、自主的に制定をしているということとなります。</p> <p>あとは法律に基づいて、危険な空き家等について指導をしているのは、法律に基づくものですので、自主的ではありませんので、さきに言ったシステム構築、空き家バンク設置は自主的なものになります。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>今の答弁を聞きまして、なるほど、私の質問がうまくなかったなと思いました。というのは、国のこの特別対策法、自治体に対するものは義務規定ではないんですよ。努力義務規定、することができる。まさしく田中課長、できる規定だったからということで、そう見ると、計画の策定、ほとんどはもうなるほど自主的になるのかなと思いました。自主的にやるということで、とんとんとんとん進んでいくようなイメージを持ちがちだけれど、これ実際に国ができる、じゃあ、やりましょうということでやっていたら、自治体のマンパワー、これがそれに応えるだけのマンパワーを持っている日本中の自治体、どれだけあるのかと、法律をちょこっとでも見れば、そう思っ てまいります。</p> <p>だから、私はこの質問進めていく上で、やるべきだとかそういうことは一切思いません。ただ町がどういう気持ちで、どうやろうとしているのかなということを伺うことができれば、それでよろしいです。</p> <p>今、対策計画つくりましたよということですので、その対策計画について、その点ちょこっと質問させていただきます。</p> <p>町の計画は、実に28ページ物のすごく立派なものです。初めてこれをプリントアウトしまして、なるほど、こういう立派なものが出ていたのかと思って、なおかつまた、これ大変失礼だけれど、ほかの市町村見たら、やっぱり金太郎あめだなと。どこまでも同じような感じでしかないなどは、これは思ったこともたしかですけど、大変だったろうなということで、またこれのレジュメ的なもので、概要おいらせ町の「空家等対策計画」というものを平成31年3月に出しているということです。</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>これもちよつと読みまして、今までも聞いていた文言も併せてですけど、ちょっとここはなということ、決してけちをつける意味ではありませんけれど、まず①の計画策定の目的等ということで、ここに、5番目に第2次おいらせ町総合計画と整合を図るという文言がはっきりと出ています。おやつと。書くことは分かるけれど、何で整合性を図るということをわざわざここに書かなければならないんだと。お互いに町のためにこうだということ、信念を持っていれば、その部分は、私はそんなに摩擦はないんじゃないのかなと思います。もし、整合性を図れないようなものが出てきたから、ここにこうして載せたんですよという答弁がありましたら、お願いします。</p>
答弁	<p>松林議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。 今総合計画持ち合わせておりませんので、正確はどうかあれですけども、総合計画にも空き家対策というのが載っておりますので、総合計画に載せているのから逸脱しないような形でという意味でつくったと思っております。 以上です。</p>
質疑	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。 概念的なことは分かります。分かりますけれど、やっぱり何で齟齬する分が出てくるのかなという思いがありますので、後で機会があつたら、個別的に易しく教えてもらえればと思います。 それから、この計画見ていると、④の「空家対策の実施内容」ということで、私はこれが一番難しいんじゃないかなと思っておりますけれど、「空家等予備軍の把握 予防措置」ということが盛られております。これはまさしくこの計画を推進していくためには核の部分になるなと私、思っているんですが、これをどういう形で今進めていますか。お願いします。</p>
質疑	<p>松林議長 まちづくり防災</p>	<p>まちづくり防災課長。 お答えします。</p>

質疑	課長 (田中淳也君)	<p>答えになるかあれですけども、うちで調査した時点では、利活用が可能な空き家、それから簡易な修繕をすれば利活用ができる。それから大規模な修繕が必要ですよというの、それからもう解体しなければなりませんということで、4つの区分に、一応当時は区分をしておりました。</p> <p>先ほどの質問ですけども、大規模な修繕が必要というあたりについては、あらかじめ管理を適正にして使えるように、危険な状態にならないよということでの発生予防ということを考えて記載したものであります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	<p>今の田中課長の答え、分かります。確かにこのおいらせ町空家等対策計画につきましては、この403棟をA・B・C・Dということで4種類に分類して、もう壊れそうなやつ、それから今、話した活用すれば使えるようなものということで4つに分けております。</p> <p>でも、それは外見上見たもの、簡単な、前に平野議員の質問には、プライバシーの面があって、なかなか立ち入りもままならないみたいな答弁もしていたの私、聞いていますけれど、そういうこと等、鑑みても、ともかく外見だけでは情報量があまりにも足りない過ぎると。これをある程度のレベルまでやっていくためには、中にちゃんとある情報をつかまえないといけないんだということで、それは大してできていないということは分かりましたので、今後そういうこと、私、個人的には進めていったらいいんでないかなと思います。</p> <p>それから次、2番目として、今町の大体担当の姿勢も分かりました。これは、私はするべきだとか何とか言わないんだけど、国もある程度改正して、本気度を見せていますので、やっぱりそれなりのことはしなければならぬだろうと思う。そうすると、町の姿勢としては、これを本当にやる気があるのかどうかということのを仮に見据えないとしても、こういう法律ができて、そして今また改正して、国がこう出てきたんだと。そうすれば、やっぱりプロジェクトチームぐらいはつくって、しなければならぬ。特別対策班を設けなければならぬよねという、普通はそうなる。いや、でもやっぱりマンパワー考えれば、それこそ二百何人の体制全部で、職員をあてが</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>うにはとても無理だよと。通常業務を通じて、いろいろやってみましょうよという姿勢になるのかどうか。そこを、特別力を入れて、対策班とかプロジェクトチーム設置するのか。通常業務を効率的に運用していったら、これに応えていくのかという町の姿勢を伺いたいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>実地調査から様々なことを考えると、確かにマンパワーが必要だという、相当な労力が必要ではないかなということで考えております。</p> <p>ちょっとずれるかもしれませんが、圏域でもこういう会議とか研修会も開いておりまして、そういうところでも情報交換をしながら、効率よく実施していくように考えておりまして、今のところは現状の人員等で対応していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今ははっきりと通常の業務の中で対応していきたいという答弁がありました。それはそれで結構だと思います。頑張ってくださいなと思うところです。</p> <p>そういうふういろいろなものを進めて、通常業務なりで進めていくということで、やっぱり国の指針だとか、それからその指針に応じて、新事業だとかあるわけですね。それをやっぱり何ら活用しないということは無駄だし、励みがない。効率的でないという見方はできるわけですから、例えばこれを進めていく上に、例えば財政金融支援の面でいろいろなものがあります。それから相続した空き家の譲渡所得云々だとか、それから固定資産税の住宅用地の特例だとかフラット35云々とかあって、いろんな国では個人、そしてその自治体に対して3分の2だとか2分の1が一番多いみたいだけれど、それなりの補助割合を決めてやってくださいよと。本当に国もいろいろかけ声かけるんだけど、実際これを本当に自治体でやれば自治体も大変だし、一度にそれをバツと答えられても、うちも大変だし</p>

		<p>というジレンマが、法律の行間に、ひしひしと伝わってくるんでないかなと私は思っているんですが。</p> <p>そういうことで、町としてこういうことは国の意向を受けて実施、推進していきたいなということ。それから他の自治体では個人に対して、例えばお金がかかるんだったら、少しでも補助してあげたいという思いから、例えば十和田市であれば、解体費用50万円を限度として、ここに援助しますよというものがある。我が町でも先々を考えて、そういう国の要請というか、それに応えていくべく、こういうものを活用していきたい。あるいは、個々の個人あるいは法人でもいいんだけど、それを推進する。大きな力となる。法人等でもいいんだけど、こういうことでやっていってもいいなというのは、今ゼロですか。それとも何かありますか。お願いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>空き家対策するに当たって、国庫補助がありまして、やるやらないは別として、現状で考えているのは危険な空き家に対する解体費の補助とか、あと利活用するためのリフォーム等の費用などについて制度設計できるかどうか。これから検討をしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今回の改正の目的というのは、国は、背景・目的というのは、例えば市区町村のマンパワー不足に対するためのNPO、社団法人などの民間団体との連携が必要だから、そのためにこうしてできませんかということ。あるいは管理だとか、空き家等の除去については、所有者に対する管理責任をもっと強化していこうという一面。それから今、田中課長がおっしゃいました危険過ぎる空き家について云々と、特定空き家、それからそれになるような管理不全の空き家、こういうものの対策をもっと強化していこうという背景があって、町としてはある程度はやらなければならないと私は思うんだけど、じゃあ、そうして最低応えるために、やっぱりこういう課題があ</p>

		<p>るな。こういうところを克服していくとは大変なんだよということで、町が感じているようなことがありましたら、教えていただければと思います。</p> <p>松林議長 西館議員さん、今再質問ですよね、今の続きは。2番に入っているわけではなくて、再質問。</p>
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>まだ2番に入っていないです。</p> <p>そんなに難しく考えないで、やってきて、ちょっとということあれば、別になければいけないでもいいです。</p>
答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>次の答弁と重複するかもしれませんが、お答えしたいと思います。現状で課題というか、そういうのについては、まず所有者に対して、助言とか指導をするわけですけども、そういったことに従っていただけないとかいうのが想定されますし、あと、所有者が町外とか県外、遠いほうにいて、連絡がつきづらいというようなのも想定されます。また、相続放棄などによって、所有者不明とか不在とかいったのも考えられますし、相続人が多数ある場合なども考えられます。そういったのは難しい問題、法律的にも難しいなと考えておりますし、先ほど答弁した対策するに当たっての町としての補助制度みたいな、そういうことは、いろいろと考えながら進めなければならぬなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>課題については、それなりに結構あるかと思います。ただ私が恐らくこういうことを答弁するのではないだろうかと期待していた部分、1つヒットしました。それは所有者不明だとか相続人の状況だとか分からないということで、まさしくここが大事なところでありまして、これについて鋭意、やっぱり克服のための作業を積み重ねていくということがこれから要求される。</p>

		<p>それはさておいて、次、イの何年か前に町が把握した空き家は403棟と発表されております。平成27年度ぐらいに調査して、発表は31年度の3月だか出ていますけれど、この改正法の施行によって、町は個々の空き家の保全良好レベル区分が必要となると思うが、空き家対策を推進するための今後の課題はということです。1回このレベルを策定したけれど、もう8年ぐらい、1回やってからたっているということで、ますます老朽化していっていると。今は結構使える部分が圧倒的に多くて、使えないというほうがちょっとしかないんだけど、この比率が俄然変わっていると私は思っています。ですから、その見直しが当然必要と私は思うんだけど、町はどう考えていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。 お答えします。 町としては、利活用可能な空き家、大規模な修繕が必要な空き家、利活用ができず解体が必要な空き家の3つで区分をしております。 その中で課題ですが、所有者が助言・指導をしても従わない。所有者が町外や県外に居住していて連絡がとれない。また、相続放棄等により所有者が不明、相続人が多数あり連絡先が不明などが挙げられます。先ほどの課長と重複する部分もありました。 また、危険な空き家の解体費用や利活用のため、リフォーム等の費用に対する補助の検討も課題として挙げられると思っております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。 今課題の1つ、2つ聞きました、まさしくそのとおりだと思うし。町は403棟と単に数だけ発表していて、その年数がたっていると、もうそれはそれなりに考えていると思いますけれど、この少なくとも特定空き家、それから管理不全空き家、今改正によって、この管理不全空き家放っておけば、やがては特定空き家になるだろうというものについて、町はこれはもう正確にちゃんと把握して、認定はするしない別として、こういうほとんど特定空き家、あるいは管理不全空き家に準ずるよというものは、ある程度件数を把握して、</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>それをそれなりの記録、あるいは発表という形にしてしかるべきだと私は思いますが、それはいかがでしょうか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの403戸については、利活用が可能な戸数が259戸、簡易な修繕の利活用可能が95戸、大規模の修繕が必要なのが38戸、それから利活用不可能ということで11戸の403戸になります。</p> <p>あれからもう相当年数たっておりますので、この戸数、総数自体も多分増えていると思われまして、中身も変わっているものと思います。今年度空き家システムの情報を更新しまして、机上での空き家も把握をします。その後実地調査等して、令和6年度になると思いますけれども、以降になりますけれども、実地調査をして実際の外観等危ないかどうか。使えるかどうかあたりを精査して、更新をしていくということで、今考えているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今、田中課長の数字上は、確かに空家計画の7ページそのままの戸数でした、31年3月に発表したそのままの戸数と。現状が変わっているから、実態に合ったものをもうちょっと調査上で明らかにしたいという答弁には好感が持てましたので、ぜひともこれは実施していただきたいと思っておりますけれども、私、さっきしゃべった特定空き家、それから、やがてそうなるだろうという管理不全空き家について、認定はしなくても、それに準ずるものだよという数は、これは防犯上とかいろんな見地から絶対把握すべきだと思うけれど、そこはどう思っていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えします。</p>

質疑	(田中淳也君)	<p>当然、今回の法律改正によりまして、特定空き家、それから管理不全空き家については、町で勧告を行うと、固定資産税の課税額が3倍もしくは6倍になるということでもありますので、国のガイドライン、それから空き家の基準というのがありますので、そういったところの基準、あと近隣の市町村等の基準、バランスも考えて、そういったところできちんとした基準をつくって、特定空き家とか管理不全空き家に認定するかどうかというのを、空家等対策委員会で決めてやっていくということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
答弁	14番 (西館芳信君)	<p>今、田中課長の答弁、将来的に認定するよという、そのためのいろんな手続が必要なんだということで、今特定空き家、それから管理不全空き家についての軒数なんかは、別に細かく、こうするよという答えは出なかった。それは私、準ずるという言葉をややわざ挟んでしゃべったんですよ。それは認定という段階には、やっぱり条例改正したり、いろんなことをする手続があるからすぐにはできない。でも、今現在で、それ相当のものは把握しておかなければならない。この計画の中の7ページに出ている11戸、D段階の11戸、老朽化や損傷などにより、利活用が不可能ということの11戸、それはまさしくこの候補だと思うんだけど、この11戸の中では、私が言う特定空き家だとか、そういうのに準ずるのは何軒と課長は考えていますか。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	<p>お答えします。</p> <p>その11軒の戸数については、平成27年度の調査ということで、これも特定空き家等になるかということで、現状私も見ておりませんので、ただ言えることは、これまで特定空き家等として認定したときありませんし、これまで町で指導したのに従って、危険がないようにしてきているものと思っておりますので、ここの軒数の中で、これが危険だとかというのは、答弁は差し控えたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>認定に関しましては、私もちよこつと意地悪に質問したのかもしれませんが、なかなか難しく、うちの1.5倍ぐらいある十和田市でも、認定しているのは1軒だけなんです。それぐらい、やっぱりしてしまえば、いろんなことでもっとやらなければならなくなる。それなりの対応が強制的になってしまうから、なかなかやれないような事情があるみたいですけど、難しいと思います、それはまた後段に譲って。</p> <p>次ですね。この問題はいろいろ、例えば防犯上だとか、衛生上だとか、いろんな問題での悪弊に対して、国でそれなりのことをしていかなければならないんだということで進められているわけですけど、一面では、地方自治体にとっては収入源、我が町であれば、12億円から13億円の固定資産税の徴収に関するロスというのが非常にあります。これについては、やっぱり真剣に考えて、それなりの対策を講じていかなければならないと私は思うんですけど、以前いろんな議員も質問しています。私もこれには初めての質問ではないです。そのとき、そのロスはいくらぐらいあるんだと聞いたら、驚くような、「えっ、そんな小さい数字なの？」と私は思ったんですけど、もう1回、あえてその部分で聞きます。</p> <p>空き家等の土地・建物、未登記物件を含めて、その特定空き家、失礼しました。空き家等403軒の徴収率、本来徴収できるものの金額的軒数、これは何%ぐらい徴収できていますか。それから、これを普通に、そうすると自動的に出てくるわけだけれど、普通に徴収していれば、どれぐらいの増収になるんですかというのを私はあえて聞きたいです。お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>税務課からお答えいたします。</p> <p>空き家等403棟に対しての固定資産税をとれる割合なんですけども、リンクしてうちで管理していないので、仮に空き家でなくてもとれないものもあれば、空き家でも正当にとれているものもあるんですけども、それを分けて、空き家だから徴収できていないとかと</p>

		<p>いう割合は、そういう管理の仕方してなくて、申し訳ありませんが、数字がございませぬということで、一旦お答えしておきます。</p>
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	<p>今のは、金銭的に聞きました、金額的なもの。この403棟に対して、登記名義人、あるいは相続人、その他法律的に、法律上固定資産税を正当に請求できるものを把握している割合というのは出ないでしょうね。</p>
答弁	松林議長	<p>ちょっと休憩しますか。通告がないけれども、答弁できますか。税務課長。</p>
	税務課長 (久保田優治君)	<p>先ほどの金銭的なものと同じような答えになるんですけど、リンクして同じく管理していないもんですから、大変申し訳ないんですけども、割合として出せないということでご理解ください。</p>
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	<p>議長は通告していないとおっしゃいますが、これはもうその囲みの中の、私はちょこっと答弁しようとするれば、当然こちらにも触れると。触れて当たり前の部分で、私は聞いていると思います。議長がそうおっしゃるのであれば、次からはちゃんと気をつけるようにいたします。</p> <p>今、金額的にも、それから名義等の分においても把握していない。これは別に久保田課長の責任でも何でもありません。でも、私は課長の責任ではないけれど、やっぱり町全体が、一番基礎となる部分を何ら考えていないのではないかと。</p> <p>例えば、今の新しい改正に、以前の一番最初の法律の中で、もう、そういう情報については、各課横断してバンバン使いなさいよという条項もあります。そういうところを把握していないということになると、これはもう一番スタートの分が欠落しているのではないのかと。この事業をしていく上に、大切な部分がもう欠落し過ぎていると私は思いますが、この辺のところどうですか。副町長、うちの町のマンパワーで、本当にこれをあなたが正直なところ、どの程度の</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>割でやっていける、力いっぱいやっていけるかどうか。本当に難しい部分もありますよねというところと、今、久保田課長から話が出たこういう、事業推進していく、対策を推進していく中で、基礎、中核となる部分が欠落しているのではないかという私の指摘に対して、どう思いますか。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>そもそもの法律、27年2月から施行されているということで、その時点で町としての取り組み、それをしっかりとつくっておけばよかったと思っておりますけども、今法律の一部改正に伴って、管理不全空き家が追加されてきたということで、今の403軒という戸数にのみならず、それ以上のものが今後出てくるであろうと、調べれば出てくるであろうと思っております。</p> <p>ただ、調べるに当たっては、先ほど来、やり取りの中であるとおり、マンパワーが不足しているというのも事実であります。ですから、町とすれば、そのマンパワー不足を補うために、各課、税務課なりまちづくり防災課なり、それから町民課なり、いろんな課の総合的な対策を講じる。そういう場を一度設けて、そして進まなければいけないだろうなと思っております。</p> <p>私はこの、法律的なのも読ませていただきました。私が考える当初の運び、よろしいでしょうか、ちょっとお話しして。多分これは、都会の空き家対策をどうするかというのが発端ではなかったかなと。それでもって、再開発をいかに進めていくかということが発端で、このような法律ができたのかなと感じました。</p> <p>ところが、これを地方に当てはめてみますと、うちの場合でも、確かに本町地区は特に空き家がどんだん出てきているということがありますので、それらを考えると、まんざら都会的なものでもないなど。逆に、地方の考えるべきことなのかなという思いがしております。</p> <p>ですから、この施行に当たっては、先ほど来言っておりますとおり、各課すぐの応援体制というのを考えてやっていかなければいけないなど。ただし、そういう特別なチームとか課を増設するという</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>のは、ちょっとまだ時期尚早だなど思っておりますので、今後各課の体制を強化していかざるを得ないのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>ただいまの答弁、副町長がそれなりの認識はしているんだなということは確認させていただきまして、気持ちを強くしたところです。</p> <p>そもそも都会のために云々という話も出ましたけれど、これにつきましては、日本中共通した、都会・田舎にかかわらず、なぜかと言うと、日本は西欧等の国々には見られない、先進国の中では、日本だけの空き家、こういう現象が見られるのは日本だけだと言われております。</p> <p>その発端となったのが、まず固定資産税の小規模の税制の特例とか、それから日本人はばんばん土地を共有化する。そして、なおかつ細分化するということによって、共有者がばらばらになったり、それからやたら細かくするがために、どっちがどう言ったか。例えば、測量士の人は、土地が、また線が新しくなるとか、そういう、日本だけに見られる、諸外国には見られない特徴だということで、それもまた国がこの対策を強化しなければという、一端だと伺っております。</p> <p>ですから、今言ったような認識で私は結構だと思います。副町長には、ぜひこの空き家対策、ぜひ浜通り、町営住宅はありません。ですから、今そういうない中で、政策住宅だとかいろいろ考えてやっているかと思えますけれど、浜通りのやっぱり空き家を町営住宅化するような、そういう政策打ってもらえないのかなと。あるいは浜通りの定住化、200万円くれるとかそういうのもいいんだけど、うち1戸ばんとあげますよということに結びつけてもらえないかなということでもって、そういう点で、考えていただければと思います。</p> <p>それでは、2番目に入ります。</p> <p>2番目は、マスコミはこの改正法が施行になれば、「固定資産税が6倍になる」などと報じているが、この固定資産税問題に対する我が町のスタンスはどうなっているか問うということで、まずこの固定資産税6倍云々と見当外れなことを騒いでいるというマスコミ等</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>があるわけですが、この辺、町で仕組みとか、こう思っているんだということで、町の感じ方を解説してもらえればと思います。お願いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、現行の宅地課税状況ですが、地方税法の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例により、課税標準額を3分の1に軽減しております。また、小規模住宅用地の軽減措置というものもあり、1戸当たり200平方メートルまで6分の1に軽減されています。</p> <p>6月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正による地方税法の一部改正によりまして、この住宅用地の軽減措置から「特定空家等の所有者等に対し勧告がされた管理不全空家等及び特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く」ということとされておりまして、今月13日から施行されます。</p> <p>したがって、町が空き家等の所有者等に措置の勧告をした場合は、その敷地には住宅用地として受けていた3分の1ないし最大6分の1の軽減措置がなくなりますので、逆算すれば当該宅地の固定資産税が3倍ないし最大6倍となり、住宅の用に供されていない宅地として課税されるものですが、今回の改正では、管理不全空き家等への措置が追加されたものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>今、町長の答弁のとおり、不動産所有しますと、その位置する自治体から1月1日の所有者に対して、あらかじめ決められた固定資産の評価額、その1,000分の14が請求されます。200平方メートルの小規模の部分に関しましては、さらに6分の1、それから余った部分に関して3分の1という、この特例がずっとそれなりに続いてきましたけれど、建物があれば、この特例が適用されると。</p> <p>そこで、特定空き家に認定されない限りは、廃屋であっても建物は存在し続けるというのが、これまでの常でした。各自治体も、い</p>

		<p>や、それでは駄目なんだから、更地にしても特例を続けるよという自治体、それが多かったと聞いております。</p> <p>我が町では、これについては認定という、特定空き家等には認定しないから、そういう問題はもう全然出ないのかもしれないけれど、確認の意味で聞きます。こういう特例を適用、あるいはそれを剥いだということが、特例はそれ、みんな適用になっているんだけど、この問題に関して、その適用がずれたということはあるですか、ありませんか。お願いします。</p>
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
質疑	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	お答えします。 特例がずれたというのは、どういう意味。
質疑	14番 (西館芳信君)	特定空き家……、済みません。
質疑	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	特定空き家壊せば、当然もう小規模宅地の特例が適用されなくなって、元の6分の1になっていたものが1になって、つまり6倍税金がアップするわけですけど、実際の中にはいいよと、建物を壊しても。それは、特例はそのまま続けるからというところが、むしろ多かったと私は聞いているんだけど、我が町では別に特定空き家には認定はしなかったけれど、そういうこと、実績が仕事上あるかどうかと。多分なければいけないで、それでいいんですよ。税務課の答えなかったんだけど、なければいけないで。
答弁	松林議長	税務課長。
答弁	税務課長 (久保田優治君)	議員お察しのとおり、私も3年目ですけども、以前のことも考えると、多分適用になった例は今まではないのかなと思っています。
	松林議長	14番。

質疑	14番 (西館芳信君)	<p>今これ質問したのは、私知りたいことが1つあって、仮にそう自治体のさじでもって、裁量でもってそういうことができるというのは、何に由来するんだ、何が根拠なんだという疑問があって、見ていったら、この特別措置法の15条の2に、国及び地方公共団体はということで、必要な税制上の措置、その他の措置を講ずるものとする。それは、市町村が行う空家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置、その他の措置を講ずるものとするとうたっているんだけど、これはここの根拠になるのかな、どうかなということで、今後の根拠になるということであれば、我が町がこの政策を進めていく上での結構重い部分の根拠法になるのではないかなと私、思うんだけど、いかがでしょうか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>今の特措法の15条のところ、次、あさってから29条となりまして、間にその分の条が追加されて、管理不全空き家等の対策が、国レベルで、法律レベルで措置が追加されていくということになるんですけども、この中で、国及び地方公共団体、市町村が行うものへの税制上の措置という部分で、市町村独自では、恐らく税制上の措置を、横出しにはなるんでしょうけども、講じていくのはなかなか難しいと。今回のように、国主導でやっぱり法律改正で、地方税法を改正して、税制の特例措置が外れるとか継続されるとか、そういう措置が講じられればいくらかはいいんでしょうけども、なかなか市町村単独レベルでは、そういう税制上の措置は講じないのかなと思っています。</p>
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>松林議長</p> <p>14番。</p> <p>私の疑問に対して50%ぐらいの答弁だと思っているんだけど、いきなりこれをやって、またすぐパッと100%いただくというのも無理な話なのかもしれません。自分でも勉強しますんで、久保田課長よろしくお願いします。</p> <p>大体私の今回聞きたいのが、それなりに終わりましたけれど、1点だけ町に確かめたいことがあります。それは恐らく259から始</p>

		<p>まって、A・B・C・Dまで区分けした中の11の中の1つに入っていると思うんだけど、秋堂地区の私、自分の事務所からここまで来るたびに、いつもそこの前通るんですよ。本当にもうこの特別措置法の空き家等と、特定空き家になるよという要件をそのまま具備したようなものがあります。あそこに対して、秋堂地区の人たちは、もう15年ぐらい前から困ったもんだと。今はもうそんな最初子どもたちがいろいろ中で何しているかあったんだけど、それさえももう汚くてにおいがして、そして光も入らないしと、雑草がバーッと生えて、子どもさえ寄りつかなくなったというところあります。ああいうところは、率先してやっぱり片づけてほしいと思うんだけど、町では把握していますかね。</p>
答弁	<p>松林議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。 お答えします。 秋堂地区ということなので、あの辺かなというのは、空き家だというのは把握しております。ただ、衛生的な部分は聞いておりませんで、草が生い茂っているということと、空き家自体が少し老朽化しているというのは把握しておりましたので、それについては、把握はしております。 以上です。</p>
質疑	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。 認定等伴うわけではないから、そこに入って調査するというのについて、調査票だとかそういうのを準備したという実績はないかもしれないけれど、中に入ってみれば、もう畳なんかもボアボア、それから湿気なんかでいろんな、カビとか何とかひどくて、(聞き取り不可)なんかでも崩れて、もうどんなようなことが起こっても不思議でないと私自身は感じているんだけど、まず一番大事なのは、あれに対して、付近の人たちがどう感じているかということ把握する。それが大事だと思うんだけど、どうですか。こうですかと聞くよりも、答弁もいらぬですし、何とぞあそこを緊急の課題として捉えて、あそこをすっきりさせていただきたいと、秋堂の人たちとともに私も思っていますので、よろしく願いいたします。</p>

		以上、私の質問、これで終了いたします。ありがとうございました。
質疑	松林議長	14番、これでよろしいですか。
	14番 (西館芳信君)	ええ。
	松林議長	これで、14番、西館芳信議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩します。14時30分まで休憩します。 (休憩 午後 2時12分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時30分)
質疑	松林議長	引き続き、一般質問を行います。 4席12番、檜山忠議員の一般質問を許します。 12番。
	12番 (檜山 忠君)	12番、檜山です。議長のお許しを得て、一般質問を行います。1問1答方式でお願いいたします。 もう1つ、議長にお願いがあります。それは、私はタブレットを使用した質問を行います。万全を尽くしますが、不手際が生じた場合には、事務局にヘルプをお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
質疑	松林議長	了解しました。
質疑	12番 (檜山 忠君)	よろしいですか。
	松林議長	はい。
質疑	12番 (檜山 忠君)	ありがとうございます。 それでは、質問を行います。

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>新型コロナ禍から抜けて、新たな町の行事もお祭り、生涯学習フェスティバルは終わり、一段落しましたが、目を転じると、ロシアとウクライナ問題、イスラエルとハマス、パレスチナ問題等紛争が続いています。速い平和を願うばかりであります。</p> <p>さて、冬が足早に近づいてきました。事業には、雪が大敵であります。そのことから、当町の一大事業である新庁舎・病院移転等について質問いたします。真摯なるご答弁、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、質問事項1として、新庁舎及び病院建設事業についてであります。</p> <p>質問の要旨、(1)令和5年度計画の進捗状況を問います。</p> <p>アとして、10月20日、第3回臨時会において、新庁舎建設基本計画等策定事業の経費1,000万円を繰越明許としましたが、新庁舎及び病院建設計画の令和5年度進捗状況はどのようになっていますか。</p> <p>スケジュール案では、準備業務決定段階と実施段階の2段階に分けて実行することになっていますが、今年度も12月となりました。3月までにそれらの目標達成は可能ですか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えする前に、まずもって、檜山議員がおいらせ町議会初めてのタブレットを使った一般質問ということで、本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、答弁に入ります。4席12番、檜山忠議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、新庁舎関係の進捗状況です。今年度は基本構想・基本計画策定を中心に作業を進めており、公募型プロポーザルにより委託業者を選定するため、9月下旬に公告、10月下旬にプレゼンテーション審査を行い、11月20日付で青森市の八洲建築設計事務所と918万5,000円で契約締結しております。委託期間は来年6月28日までで、現在、担当課で委託業者と打合せを密に行いながら作業を進めているところであります。</p> <p>なお、今年度スケジュール案における目標達成の関わりですが、新庁舎建設基本構想基本計画策定業務委託の作業工程を準備業務と</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (楢山 忠君)</p>	<p>実施の2つの段階に分けて整理しております。</p> <p>準備業務では、仕様書作成やプロポーザル実施など契約行為前の準備項目を掲げ、10月末までに終え、続いて実施段階では、受注業者が委託仕様書に基づき業務を進める段階であり、11月以降、取り組んでいるところであります。</p> <p>目標達成のめどですが、10月臨時会の補正予算専決処分でご承認いただいておりますとおり、本事業に繰越明許費を設定した上で、委託期間を来年6月28日までとし、業務を進めておりますので、年度末を3カ月程度超えて業務完了となる見込みであります。</p> <p>次に、新病院関係の進捗状況です。先般、議員全員協議会でご説明しました公立病院経営強化プラン策定と並行し、昨年度からおいらせ病院新築移転・基本構想・基本計画策定作業を進めてまいりました。</p> <p>今年度は、病院内に検討委員会を設置し、病院の病床数や機能について協議、意見集約を行い、現在引き続き調整を図っている段階であり、県関係部署との協議相談や町政策会議等への経過報告を行い、継続して協議することとしております。</p> <p>また、附属機関でありますおいらせ病院運営審議会では、本年7月と8月に県内で建設されました他自治体病院の視察を行ったほか、会議では公立病院経営強化プラン案協議に合わせて、策定中のおいらせ病院移転建設基本構想・基本計画について資料提供を行い、現段階までの進捗について説明しているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p> <p>次の質問をしようと思っておりましたけども、そこまで答えていただいたような感じもしますけども、改めてそこを質問しますから、答弁は受けたつもりでやります。</p> <p>分かりました。それでは、6月までには大体のめどがもうつくんだということなんですね。安心しましたけれども、イとして、中でも、計画で総合コンサルに依頼となっておりますが、新庁舎と病院のゾーニング(駐車場や敷地内通路も含みます)の進捗状況はどのようになっていますか。先ほど答弁なされたような気がしますけども、改めてしますか。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。重複する部分もありますけども、新たな項目もありますのでお答えします。</p> <p>新庁舎と新病院の配置に関するご質問ですが、先ほど答弁で申し上げました新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託の仕様書に、新庁舎と新病院の配置調整に関する業務を掲げており、現在、受注業者において作業を進めている段階であります。</p> <p>新庁舎と新病院は、イオンモール下田の近接に立地することから、これらが連携することによる新たなまちづくり形成が期待できるため、その観点からも配置計画は大変重要なものとなってきます。</p> <p>委託業務の過程の中で、様々な条件や情報等を整理するとともに、隣接するイオンモール下田の事業運営とも深い関わりがあるため、協議調整を経ながら、来年3月ころまでに配置計画を判断していきたいと考えております。</p> <p>今後、作業や協議検討の状況を見て、議員の皆様にご説明申し上げます。意見交換する場を設ける予定でありますので、その節はよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。よく説明をお願いしたいと思います。</p> <p>再質問ですが、先ほどの質問以外に、総合コンサル委託の基本構想・基本計画案作成には、次の7項目が必要と考えられます。</p> <p>1として現況整理、2として新庁舎と病院建設に必要な敷地の検討、3として新庁舎の質・面積・構造・設備等の検討、4として新庁舎外構計画の検討、造成・電気・上下水道・通路・駐車場・車庫等、5として周辺環境整備の調査検討、道路・雨水排水・公園その他、6として関係者及び庁内調整、そして7として概算事業費、全体工事等の項目が考えられますが、これらの項目の進捗状況はどのようになっていますか。</p> <p>ただ、通告外と考えるなら、答弁はよろしいです。後で直接聞きに行きたいと、そう考えていますのでいかがですか。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>7項目ほど質問いただきました。個別については、後ほど直接来ていただければ、ご説明したいと思いますが、概要だけご説明いたします。</p> <p>今7項目ほど出ましたが、いずれも現在進めている新庁舎の基本計画等の策定業務仕様書の中に入っております。期間が来年の6月28日までになっておりますので、先ほどおっしゃった項目、それぞれ前半にやるべきもの、それから後半にやるべきもの、それぞれ分かれておりますので、それぞれの作業内容に応じて整理しながら、現在進めているところであります。</p> <p>町長の答弁にもありましたとおり、11月の下旬に契約したばかりで、現在まだ着手して間もない時期でありますので、作業状況を見ながら、基本計画に盛り込む内容でありますので、議員の皆様にもご説明したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。</p> <p>新庁舎・病院建設、これは町の一大事業であります。しっかりとスケジュールと計画で実行し、完成させていただきたいと願うものであります。</p> <p>それでは、次の質問です。</p> <p>(2)ですが、新庁舎基本設計業務委託は令和6年度となっておりますが、先般総務文教常任委員会で、合併し新庁舎を11月に完成させました山梨県富士川町を視察研修して来ましたが、注目したのは新庁舎を環境庁奨励事業のZEB（ゼブ）、これはネット・ゼロ・エネルギー・ビルの省略とのことで、これを目指して省エネに取り組んでいました。この事業は環境庁の補助事業で、将来施設運用経費の削減になるとのことです。この設備の特徴は自然エネルギーを活用したシステムであり、17度から18度の地下水を利用していましたが、新庁舎に採用する考えはありませんか。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>このたび一般質問で事前に通告していただきましたので、ご質問にある議会総務文教常任委員会の視察研修先である山梨県富士川町の新庁舎建設関係資料について、担当課に指示を出し、議会事務局を通じて頂いたところであります。資料を拝見しましたが、富士川町は当町と同じく、2町合併により誕生した町で、新庁舎建設に当たったの主要財源について、合併関連地方債と議員ご質問の環境省関係補助金を組み合わせており、大変参考になる事例であると思っております。</p> <p>ご質問にあります環境省補助金の活用ですが、国で掲げる地球温暖化対策、脱炭素社会の実現、そして町庁舎整備方針の中に掲げる理念の1つである「人と環境にやさしい庁舎」に整合しますし、財源調達の観点から有用かつ適切な手法でありますので、可能であれば積極的に活用したいと考えております。</p> <p>なお、具体的には今後の基本計画や基本設計業務の中で、対象とするエネルギーの調査研究を含めて検討していく事項になることを申し添えておきます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。検討してみてください。</p> <p>それでは、次の質問(3)ですが、当町は令和12年に完成し、業務移転となります。それに向かって計画は実行されるとは考えますが、完成までに7年の歳月がかかります。財源として合併特例債が使用されると考えることから次のことを問います。</p> <p>アとして、令和12年完成時までには、財源として特例債からいくぐらい補填する考えですか。また、そのときの特例債の残高はいくぐらいと考えていますか。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>町長。</p>

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 庁舎整備事業は現時点の概算で、今後、約48億円程度を要すると試算しておりますが、主要財源として合併特例債を31億9,000万円、起債可能額の全額を活用する計画としております。 以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 ところで、もう一度再質問ですが、特例債の町の償還、返済額の負担は何%で、何十年の償還ですか。また、仮に27億円の償還とすると、毎年いくぐらいの金額の償還となりますか。
	松林議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	お答えします。 合併特例債の償還に係る交付税措置というのがありますが、そちらが70%ですので、償還に係る町負担は差し引きで30%となります。仮に27億円とのご質問でございますが、財政計画では、先ほど町長が述べましたように31億9,000万円としてありますので、そちらで答弁させていただきたいと思えます。 なお、償還期間は25年間と想定してあります。31億9,000万円、償還期間25年間ですと、毎年1億3,000万円の償還となります。その70%、約9,000万円が交付税措置、つまり歳入の地方交付税に毎年加算される仕組みになっています。その場合の差し引き、実質町負担は償還額の約3割でおおよそ4,000万円と試算しております。 以上で答弁終わります。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	分かりました。31億円ということでありまして、ちなみに、研修先の富士川町では合併推進債というものを使っているようで、27億7,000円を使用したようですが、その条件は償還負担分50%、償還年数は30年となっていました。したがって、1年の負担

<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>額は平均4,600万円とのことでした。それに比べると、当町はすばらしい財源を持っているということになるだろうと思います。</p> <p>そこで、イになりますけども、特例債以外の財源活用はどのように考えていますか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>合併特例債以外の財源としては、合併特例債同様の手厚い交付税措置がなされる地方債の緊急防災・減災事業債に加え、これまで積み増ししてきました公共施設整備基金を活用することで、基本的に一般財源を充当しない計画を持っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 12番 (楢山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。自主財源は使わないということで、いろいろ41億円を財源として使うということになると31億円、あとの10億円を何らかの形で調達しなければならないということであろうと思います。</p> <p>そこで次になりますけども、用地の買収、発掘調査等での予期しない事態が発生した場合を考え、また今国主導事業であります大阪・関西万博での国財源負担の増額及び完成、開催時期の不安定さを考えますと、当町の財源であります合併特例債が心配でなりません。</p> <p>そこで、次の質問をいたします。</p> <p>ウとして、合併特例債の活用期限は令和12年と聞いていますが、その期限延期の理由として、東日本大震災によることも聞いていますが、それならば新型コロナ禍も大震災に匹敵する災害と考えられますが、事業の安全策として2年ぐらいの期限延長を関係官庁にお願いする考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和12年度までという合併特例債の活用期限や資材不足など予</p>

		<p>期せぬ遅延が発生した場合を考慮し、令和9年度に予定している本体工事までに合併特例債の起債可能額を全て活用することとしておりますので、期限延長を関係省庁に陳情する必要はないものと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番 (檀山 忠君)</p>	<p>分かりました。であれば安心ですけれども、十分計画の遅れのないように、また財源のオーバーしないようなそれをしっかりとやっていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に移ります。</p> <p>質問事項2、お祭りの事故防止についてであります。</p> <p>質問の要旨(1)ですが、祭りの山車が横転し、1人死亡の事故報道がありました。当町祭り山車の中にブレーキの不具合を訴えている山車組がいます。そこで次のことを問います。</p> <p>アとして、下田まつりに参加している山車組の台車は製作から15年位経ち、ブレーキに不具合を生じ、オーバーホールが必要ですが、財源が無く実施できない状況にあると聞きますが、調査の上、補助金を検討する考えはありませんか。</p>
	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今の答弁に入ります前に、檀山議員ご指摘、そしてまたご心配しております庁舎建設事業費、概算で48億円となっております。1億円でも2億円でも減らすように努力して、経済的に値切ったから、あるいは安くしたから悪いんでなく、いいものを安く建てるように努力しますんで、期待していただければと思っております。</p> <p>それでは、山車につきまして、答弁いたします。</p> <p>下田まつりや百石まつりに参加する各山車組には、山車の適正な維持管理を含めて、安全対策をお願いしているところであります。</p> <p>その費用ですが、各山車組ともに通常の経費の他に、不測の事態に備えての積立金や繰越金等において対応していると伺っております。</p> <p>町といたしましても、今年度の下田まつり参加に際し、観光物産</p>

		<p>協会を通じて、各山車組には23万円の奨励金等の助成をしているところであります。この助成は来年度以降も継続して行う予定としておりますので、それらを活用することで対策を講じていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檀山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>補助金をあげているということなんですが、それでもなおかつ、それが間に合わないということで、どうしたらいいんだろうと。そういう緊急的な話であります。</p> <p>普通山車組の皆さんは、町内から寄附集めをしたりなんかしてやっているわけなんですけども、例えば我が町内では、コミュニティセンターをつくったりなんかしても、町内の皆さんからは寄附を集めすぎるくらい集めてしまって、新たに集めるということが困難だということで、何とかこれならないのかということの話も出ています。現にイオンの秋祭りに、それが原因で参加できなくなっています。そして、どうしてもこれは、整備はしなければならないんですけどもということなんで、もう一度、各山車組の町内のそれを調査、聞いて、それでどうなっているかというのを把握してみていただけますか。その上で、逆に教えてあげるんであれば教えてあげる。そういう状態になっているんだったら、仕方ないねというんであれば予算化するとか、そういうことでやっていただきたいと思います。</p> <p>分かりました。まずそれをよろしくお願いしておきます。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檀山 忠君)</p>	<p>今、質問でしょう。</p> <p>いや、質問はないです。「お願いしておきたいと思います」で、個人的なそれで今話しました。答弁は要りません。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檀山 忠君)</p>	<p>答弁は要らないそうです。</p> <p>答弁書するところでしたか。いや、いいです。続けます。調べてください。</p> <p>それでは、もう最後の質問となります。</p>

		<p>質問事項3、ラーケーションの導入についてであります。</p> <p>(1) 愛知県で「休み方改革プロジェクト」の一環として、小・中学校、高校生が登校しなくても欠席としない「ラーケーションの日」の制度を導入し、サイトで公開した旨の新聞報道がありました。土日勤務日の保護者が、平日に子どもと一緒に活動できるようにすることをあげています。年間の活用回数は2回を上限としているようであります。おいらせ町にもイオンを初め、多種多様の商業施設があり、町民保護者が勤務しています。「幸福度東北1位」となりました。もっとよりよい子育ての環境づくりをするために、他市町村に先がけて検討する考えはありませんか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>小・中学校では1学級33人または35人の学級編成で一斉授業を行っております。これを導入しますと、児童・生徒が不定期に欠席することになり、学校へ負担をかけることとなることから、現時点では考えておりません。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>それはそれとして、ただども、愛知県の話になりますけども、これはすばらしいやり方だということで取り入れていこうということにもなっているんで、少しは研究してみたい。その上で、その割ではないというのであれば、これは仕方ないことだと思うんですけども、いかがですか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>もちろんこういう学校に関係する情報が入ったら、その都度いろいろ情報交換をしながら、検討・研究を重ねていくことは基本的に大事かなと思っております。</p>

		<p>愛知県の情報を見ると、休んで授業を受けなかった学習内容については、休んだ子ども本人と休ませた保護者が責任を持って自分で勉強することとなっております。</p> <p>ところがそれを、例えば今日月曜日休んで、火曜日出てきたときに、月曜日の算数の授業は、月曜日のことを基本に、今度は土台として火曜日に勉強するわけです。でも、個人の学習に任せていると、それが追いつかない状況がすぐ想定されますので、もちろん検討、いろんなもの、教育関係の様々な情報については、検討はしていくことは当たり前だと思っておりますが、なかなか難しいかなということ、今そういうことでお答えしましたので、引き続き検討はしていきますけれども。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>分かりました。ちょっと話がずれるかもしれませんが、子どもたちに、自主的に子どもたちがいろいろ話し合いをして、教育のやり方なり学びを進めていこうというのが、今すごく人気が出てきている。外国でもそれを、日本のやり方を、まねをしたいということで、特にエジプトではそれを徹底的に取り入れて、子ども主体の勉強の仕方をやるんだということをやっているようでもあります。いろいろやり方があると思いますが、要は子どもたちが立派に成長してもらえれば、これはそれに越したことはないのでやっていただき、教育長の意思を曲げないでやっていただきたいと、そのように思います。</p> <p>以上で、私の質問は終わりますけれども、真摯なるご答弁、誠にありがとうございました。また、議長のご配慮によって、滞りなくタブレットは使いこなし、読み上げました。ありがとうございました。終わります。</p>
日程終了の告知	<p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>これで、12番、檜山忠議員の一般質問を終わります。</p> <p>これで、本日の日程は、全て終了いたしました。</p> <p>以上で、本日の会議を閉じます。</p>

<p>次回日程の報告</p>	<p>松林議長</p>	<p>明日、12日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問及び議案審議を行います。</p>
<p>散会宣告</p>	<p>松林議長</p>	<p>本日は、これで散会いたします。大変ご苦勞さんでございました。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 3時05分)</p>
	<p>事務局長 (佐々木拓仁君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 3 月 7 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 檜 山 忠

署名議員 平 野 敏 彦